

# 安芸広域市町村圏事務組合公告式条例

(平成2年7月1日 条例第1号)

(この条例の目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除く外、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。ただし、同条第1項中「管理者名」とあるものは、「当該機関又は当該機関を代表する者の名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日)

第6条 規則及び組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別 表 (掲示場)

室戸市役所掲示場

安芸市役所掲示場

東洋町役場掲示場

奈半利町役場掲示場

田野町役場掲示場

安田町役場掲示場

北川村役場掲示場

馬路村役場掲示場

芸西村役場掲示場